48　平成二十九年一月三十一日以前に製作された自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以上の自動車であって車両総重量が五トンを超えるもの、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が十二トンを超えるもの、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）については、細目告示第十五条第八項、第九十三条第九項及び第百七十一条第九項の規定は、適用しない。

49　平成二十九年六月三十日以前に製作された自動車（二輪自動車に限る。）については、細目告示第十五条第八項、第九十三条第九項及び第百七十一条第九項の規定は、適用しない。

第十二条に次の一項を加える。

13　次の各号に掲げる自動車については、細目告示第十八条第二項及び第九十六条第三項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十九年国土交通省告示第八十八号）による改正前の細目告示第十八条第二項及び第九十六条第三項の規定に適合するものであればよい。

一　平成三十九年八月三十一日（専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車にあっては平成三十二年八月三十一日）以前に製作された自動車

二　平成三十九年九月一日（専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車にあっては平成三十二年九月一日）以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ　平成三十九年八月三十一日（専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車にあっては平成三十二年八月三十一日）以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　平成三十九年九月一日（専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車にあっては平成三十二年九月一日）以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、平成三十九年八月三十一日（専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車にあっては平成三十二年八月三十一日）以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

4　次の各号に掲げる自動車については、細目告示第二十条第一項、第九十八条第一項及び第百七十六条第一項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十六年国土交通省告示第百二十六号）による改正前の細目告示第二十条第一項、第九十八条第一項及び第百七十六条第一項の規定に適合するものであればよい。

一　平成三十二年二月二十九日以前に製作された圧縮天然ガスを燃料とする自動車

二　平成三十二年三月一日から平成三十三年二月二十八日までに製作された圧縮天然ガスを燃料とする自動車であって、次に掲げるもの

イ　平成三十二年二月二十九日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　平成三十二年三月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、平成三十二年二月二十九日以前に指定を受けた型式指定自動車と原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値に定める設定基準値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値が同一であるもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

三　平成三十三年二月二十八日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

第十三条に次の一項を加える。

13　次の各号に掲げる自動車については、細目告示第二十条第四項第一号及び第九十八条第四項第一号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十九年国土交通省告示第八十八号）による改正前の細目告示第二十条第四項第一号及び第九十八条第四項第一号の規定に適合するものであればよい。

一　平成三十九年八月三十一日（専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の圧縮水素ガスを燃料とする自動車（車両総重量二・八トン以下のものに限る。以下この項において同じ。）にあっては平成三十二年八月三十一日）以前に製作された自動車

二　平成三十九年九月一日（専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の圧縮水素ガスを燃料とする自動車にあっては平成三十二年九月一日）以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ　平成三十九年八月三十一日（専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の圧縮水素ガスを燃料とする自動車にあっては平成三十二年八月三十一日）以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　平成三十九年九月一日（専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の圧縮水素ガスを燃料とする自動車にあっては平成三十二年九月一日）以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、平成三十九年八月三十一日（専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の圧縮水素ガスを燃料とする自動車にあっては平成三十二年八月三十一日）以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

三　平成三十九年八月三十一日（専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の圧縮水素ガスを燃料とする自動車にあっては平成三十二年八月三十一日）以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

18　次の各号に掲げる自動車については、細目告示第二十一条第四項第一号及び第九十九条第四項第一号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十九年国土交通省告示第八十八号）による改正前の細目告示第二十一条第四項第一号及び第九十九条第四項第一号の規定に適合するものであればよい。

一　平成三十九年八月三十一日（専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車（車両総重量三・五トン未満のものに限る。以下この項において同じ。）にあっては平成三十二年八月三十一日）以前に製作された自動車

二　平成三十九年九月一日（専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車にあっては平成三十二年九月一日）以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ　平成三十九年八月三十一日（専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車にあっては平成三十二年八月三十一日）以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　平成三十九年九月一日（専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車にあっては平成三十二年九月一日）以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、平成三十九年八月三十一日（専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車にあっては平成三十二年八月三十一日）以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

第十四条に次の一項を加える。

18　次の各号に掲げる自動車については、細目告示第二十一条第四項第一号及び第九十九条第四項第一号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十九年国土交通省告示第八十八号）による改正前の細目告示第二十一条第四項第一号及び第九十九条第四項第一号の規定に適合するものであればよい。

一　平成三十九年八月三十一日（専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車（車両総重量三・五トン未満のものに限る。以下この項において同じ。）にあっては平成三十二年八月三十一日）以前に製作された自動車

二　平成三十九年九月一日（専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車にあっては平成三十二年九月一日）以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ　平成三十九年八月三十一日（専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車にあっては平成三十二年八月三十一日）以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　平成三十九年九月一日（専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車にあっては平成三十二年九月一日）以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、平成三十九年八月三十一日（専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車にあっては平成三十二年八月三十一日）以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

三　平成三十九年八月三十一日（専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車にあっては平成三十二年八月三十一日）以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

31　次の各号に掲げる自動車については、細目告示第二十二条第八項及び第百条第八項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十九年国土交通省告示第八十八号）による改正前の細目告示第二十二条第八項及び第百条第八項の規定に適合するものであればよい。

一　平成三十九年八月三十一日（専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車（車両総重量三・五トン未満のものに限る。以下この項において同じ。）にあっては平成三十二年八月三十一日）以前に製作された自動車